

## 春日井市公式LINE景品贈呈事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民ニーズの把握及び市内事業者の魅力発信を図るため、春日井市公式LINE（以下「市公式LINE」という。）を通じて抽選で景品を贈呈する市公式LINE景品企画事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市公式LINEの友だち登録をしていること。
- (2) 市が実施するアンケートに回答していること。
- (3) 市公式ホームページ上に掲載する注意事項に同意していること。
- (4) 未成年者にあつては、保護者の同意を得ていること。
- (5) 指定された店舗等で景品を直接受領できること。

### (応募)

第3条 事業に応募しようとする者は、市公式LINEにより必要事項を入力し、抽選に応募するものとする。

2 応募回数は、1回の応募期間につき、対象者1人につき1回とする。

### (抽選及び結果通知)

第4条 市長は、応募期間の終了後、抽選を行い、当選者を決定する。

2 市長は、前項の規定により決定した当選者に対し、市公式LINEにより当選通知（デジタル引換券を含む。以下同じ。）を配信し、落選者への通知は行わないものとする。

### (引換方法)

第5条 当選者は、指定された引換期間内に景品の無償提供を行う法人その他の団体（以下「協賛事業者」という。）の店舗等に直接赴き、当選通知の画面を提示するとともに、所定の操作を行うことにより、景品の引渡しを受けるものと

する。

(転売等の禁止)

第6条 当選者は、景品の転売、換金、譲渡等を行ってはならない。

(当選の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当選を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 指定された引換期間内に景品の贈呈を受領しなかったとき。
- (3) 不正な手段により応募し、又は当選したことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(協賛事業者及び景品の要件)

第8条 協賛事業者は、市のふるさと納税返礼品提供事業者から募集する。

2 景品は、当選者に追加の費用負担が生じない有体物又はサービスの提供（無料引換券等を含む。）とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

3 市長は、協賛事業者及び景品に関する情報について、市公式ホームページに掲載する等の方法により周知を図るものとする。

(免責事項)

第9条 協賛事業者は、景品の引渡し又は利用について当選者との間に生じた紛争及び欠陥、不具合又は利用により生じた損害については、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、市長は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。